

<p>国家税务总局 关于进一步优化办理企业税务注销程序的通知 税总发[2018]149号</p> <p>国家税务总局各省、自治区、直辖市和计划单列市税务局，国家税务总局驻各地特派员办事处：</p> <p>为深入贯彻落实党中央、国务院关于优化营商环境、深化“放管服”改革要求，进一步优化办理企业税务注销程序，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、实行清税证明免办服务</p> <p>对向市场监管部门申请简易注销的纳税人，符合下列情形之一的，可免于到税务机关办理清税证明，直接向市场监管部门申请办理注销登记。</p> <p>(一) 未办理过涉税事宜的； (二) 办理过涉税事宜但未领用发票、无欠税（滞纳金）及罚款的。</p> <p>二、优化税务注销即办服务</p> <p>对向市场监管部门申请一般注销的纳税人，税务机关在为其办理税务注销时，进一步落实限时办结规定。对未处于税务检查状态、无欠税（滞纳金）及罚款、已缴销增值税专用发票及税控专用设备，且符合下列情形之一的纳税人，优化即时办结服务，采取“承诺制”容缺办理，即：纳税人在办理税务注销时，若资料不齐，可在其作出承诺后，税务机关即时出具清税文书。</p> <p>(一) 纳税信用级别为A级和B级的纳税人； (二) 控股母公司纳税信用级别为A级的M级纳税人； (三) 省级人民政府引进人才或经省级以上行业协会等机构认定的行业领军人才等</p>	<p>国家税務総局：企業税務抹消取扱手順のさらなる合理化に関する通知 税総発[2018]149号</p> <p>国家税務総局の各省・自治区・直轄市および計画単列市税務局、国家税務総局が駐在する各地の特派員事務所：</p> <p>中国共産党中央委員会・国務院のビジネス環境の合理化・「放管服（行政簡素化および権限委譲・開放および管理の結合・サービス合理化）」改革の深化に関する要求を深く徹底・実行し、企業税務抹消の取扱手順をさらに合理化するため、ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、税金清算証明の手續免除サービスの実行</p> <p>市場監督管理部門に簡易抹消を申請した納税者について、下記の状況のいずれかに合致する場合、税務機関における税金清算証明の手續を免除し、市場監督管理部門に抹消登記手續を直接申請することができる。</p> <p>(一) 税務事項を行っていない場合； (二) 税務事項を行っているが、發票を受領および使用していない・税金の未納（滞納金）および罰金がない場合。</p> <p>二、税務抹消即時手續サービスの合理化</p> <p>市場監督管理部門に一般抹消を申請した納税者について、税務機関が当該納税者のために税務抹消を取り扱う場合、期限内の手續完了規定をさらに実行する。税務検査の状態にない・税金の未納（滞納金）および罰金がない・増値税専用發票および税統制専用設備をすでに返却しており、かつ下記の状況のいずれかに合致する納税者について、即時手續完了サービスを合理化し、「承諾制」を採用して不備を許容して取り扱う。つまり、納税者の税務抹消手續に際して、資料が完全でない場合、当該納税者の承諾後、税務機関は直ちに税金清算文書を発行することができる。</p> <p>(一) 納税信用等級がA級およびB級の納税者； (二) 持分を支配する親会社の納税信用等級がA級であるM級の納税者； (三) 省級人民政府が誘致した人材あるいは省級以上の業界協会などの機関の認定</p>
--	---

<p>创办的企业；</p> <p>(四) 未纳入纳税信用级别评价的定期定额个体工商户；</p> <p>(五) 未达到增值税纳税起征点的纳税人。</p> <p>纳税人应按承诺的时限补齐资料并办结相关事项。若未履行承诺的，税务机关将对其法定代表人、财务负责人纳入纳税信用D级管理。</p> <p>三、简化税务注销办理的资料和流程</p> <p>(一) 简化资料。对已实行实名办税的纳税人，免予提供税务登记证件和个人身份证件。</p> <p>(二) 开设专门窗口。在办税服务厅设置注销业务专门服务窗口，并根据情况及时增加专门服务窗口数量。</p> <p>(三) 提供“套餐式”服务。整合税务注销前置事项，实行“一窗受理、内部流转、限时办结、窗口出件”的“套餐式”服务模式。</p> <p>(四) 强化“首问责任制”和“一次性告知”。纳税人到办税服务厅办理税务注销时，首次接待的税务人员应负责问清情况，区分事项和复杂程度，分类出具需要办理的事项告知书，并做好沟通和辅导工作。</p> <p>(五) 优化内部工作流程和岗责分配。对纳税人办理注销业务涉及多事项的，要创新工作方式，简并优化流程、岗责，实现联动、限时处理。</p> <p>四、工作要求</p> <p>(一) 提高认识，迅速落实</p> <p>进一步优化办理企业税务注销程序，是积极落实党中央、国务院关于优化营商环境、深化“放管服”改革要求的重要举措。各级税务机关要提高认识，深刻领会其重要意义。同时，也应清醒认识到，税务注销是税收征收管理的最后一个环节，事关国家税收安全。尤其是在当前虚开增值税发票等涉税违法案件高发的态势下，应防止不法分子钻制度空</p>	<p>を受けた業界のリーダー的人材などが創業した企業；</p> <p>(四) 納税信用等級評価に組み入れていない定期・定額の個人工商業者；</p> <p>(五) 増値税の納税最低額に達していない納税者。</p> <p>納税者は、承諾した期限に従い資料を補充し、関連事項を完了させなければならない。承諾を履行していない場合、税務機関はその法定代表人者・財務責任者を納税信用D級管理に組み入れる。</p> <p>三、税務抹消手続の資料およびフローの簡素化</p> <p>(一) 資料の簡素化。すでに実名で税務手続を実行している納税者に対して、税務登記証および個人身分証の提供を免除する。</p> <p>(二) 専門窓口の開設。税務サービス室に抹消業務専門のサービス窓口を設置し、適時、状況に応じて専門サービス窓口の数を増加する。</p> <p>(三) 「套餐式（一体型）」サービスの提供。税務抹消の事前項目を整合し、「一カ所の窓口での受理・内部転送・期限内の手続完了・窓口での証書発行」の「套餐式」サービスモデルを実行する。</p> <p>(四) 「初回対応責任制」および「一括告知」の強化。納税者が税務サービス室において税務抹消を行う際、最初に対応した税務職員が状況確認、事項および複雑性の区分け、必要手続事項告知書の分類・発行を担当し、併せて照会および指導業務を適切に行わなければならない。</p> <p>(五) 内部業務フローおよび担当分担の合理化。納税者が行う抹消業務が複数の事項に関わる場合、業務方式を刷新し、フロー・担当を簡素化かつ合理化し、連動的・期限通りの処理を実現させなければならない。</p> <p>四、業務要求</p> <p>(一) 意識の向上、迅速な実行</p> <p>企業税務抹消の取扱手順のさらなる合理化は、中国共産党中央委員会・国務院のビジネス環境の合理化・「放管服」改革に関する要求を積極的に実行する重要な措置である。各級税務機関は、意識を向上させ、その重要な意義を深く理解しなければならない。また、税務抹消とは税込徴収管理の最後の段階であり、国家税収の安全に関わる</p>
--	---

<p>子、造成税收流失。</p> <p>各级税务机关应由主要领导负总责，结合实际抓紧制定实施方案，细化措施办法，明确责任分工，强力协调推进，确保通知要求能够迅速有序落地。</p> <p>(二) 加强培训，广泛宣传</p> <p>各级税务机关应加强对工作人员，尤其是一线办税人员的专项业务培训，确保相关人员全面了解改革的具体措施，熟练掌握工作流程和办理要求。</p> <p>各级税务机关要切实加强对纳税人的宣传辅导，通过税务网站、纳税人学堂、办税服务厅等多渠道、多角度开展解读和宣传辅导，回应纳税人和社会关切，确保纳税人享受改革红利。</p> <p>(三) 跟踪问效，强化督导</p> <p>各级税务机关应采取多种形式，对基层改革落实情况进行督察。要及时总结创新经验或提出合理化建议，并及时上报税务总局。</p> <p>税务总局将对各地税务机关改革措施落实情况进行督察督导，对纳税人实际办税感受进行走访调研、组织明察暗访，并将结果纳入绩效考评。对工作落实不力、纳税人反映强烈的问题，一经核实，将依法依规追究相关领导及人员的责任。</p> <p>本通知自2018年10月1日起执行。</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2018年9月18日</p>	<p>ことをはっきりと認識しなければならない。特に、増値税発票の虚偽発行などの税務違法事例の発生頻度が高い状況において、犯罪者が制度の隙を突いて税収流出をもたらすことを防止しなければならない。</p> <p>各級税務機関は、主要指導者が全責任を負い、実際を踏まえて実施方案を確実に制定し、措置・弁法を細分化し、責任および分担を明確化し、協調および推進を強化し、通知の要求が迅速かつ秩序立って実行可能なことを保証しなければならない。</p> <p>(二) 研修の強化、広範な周知</p> <p>各級税務機関は、職員、特に第一線の税務職員に対する専門業務研修を強化し、関連職員が改革の具体的な措置を全面的に理解し、業務フローおよび取扱要求に習熟・把握していることを保証しなければならない。</p> <p>各級税務機関は、納税者に対する周知・ガイダンスを強化し、税務局のウェブサイト・「納税人学堂（納税者向け税務事項の学習・交流サイト）」・税務サービス室などの多くのチャンネル・観点を通じて解説および周知・ガイダンスを行い、納税者および社会の注目点に回答し、納税者が改革による利益を享受するよう保証しなければならない。</p> <p>(三) 追跡・問責による監督指導の強化</p> <p>各級税務機関は、多様な形式を講じて、基礎的な改革実施状況に対して監察を行わなければならない。適時、刷新的な経験を総括あるいは合理的な提案を提出し、速やかに税務総局に報告しなければならない。</p> <p>税務総局は、各地の税務機関の改革措置の実施状況に対して監察・指導を行い、納税者の実際の税務事項の体験について訪問による調査研究を実施・「明察暗访（徹底的な調査）」を組織し、併せて結果を業績評価に組み入れる。業務実施が十分でない・納税者が重大な問題を報告した場合、事実が確認され次第、法律・規定に基づき関連する指導者および職員の責任を追及する。</p> <p>本通知は、2018年10月1日より執行する。</p> <p style="text-align: right;">国家税務総局 2018年9月18日</p>
---	--